

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 25 年 5 月 28 日から			
平成 30 年 5 月 27 日まで			

基監発 0528 第 1 号
平成 25 年 5 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の配置基準の
周知に当たって留意すべき事項について

標記の件については、平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 7 号をもって指示されたところであるが、具体的には、本年 5 月 15 日付けで、別添 1 のとおり、国土交通省において、平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（以下「解釈及び運用通達」という。）が改正され、新たに高速乗合バスの交替運転者の配置基準が定められ、また貸切バスの交替運転者の配置基準が改正されたものである。高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準については、一部を除き、原則として、平成 25 年 8 月 1 日より施行されることとなっている。

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられることから、これまで、高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行における交替運転者の配置基準及び夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準が策定された際にも周知を図っていただいたところであるが、本配置基準の周知について、引き続き、下記に留意の上、その的確な周知を図られたい。

なお、平成 24 年 11 月 27 日付け基監発 1127 第 1 号「夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準の周知について」は、平成 25 年 7 月 31 日をもって廃止する。

記

第1. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象及び内容等

1 交替運転者の配置基準の対象となるバスについて

(1) 高速乗合バスの交替運転者の配置基準の適用対象等について

高速乗合バスの交替運転者の配置基準の適用対象となるのは、次に掲げる高速乗合バス及び貸切委託運行型の高速乗合バスであること。

- ① 高速乗合バス：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの^(注)をいう。

(注) 専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

- ② 貸切委託運行：道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の許可を受けて行う管理の受委託による運行であって、委託者の高速乗合バスに係る一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般貸切旅客自動車運送事業者^(注)に委託し、受託者が保有する事業用自動車^(注)をその運行の用に供するものをいう。

高速ツアーバス等については、利用者の契約の相手方となる事業主体を道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者に限定し、その運行について同法の許可を受けて貸切バス事業者^(注)に委託することができる貸切委託運行の高速乗合バスに、平成25年7月31日までに移行することとなったものである。

これまで、過労運転防止に係る緊急対策として平成24年7月に高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準が定められたところであるが、今般、高速ツアーバス等が高速乗合バスに移行することに合わせ、昼間及び夜間運行における高速乗合バスの交替運転者の配置基準が新たに策定されたものである。

(2) 貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象等について

貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象となるのは、高速乗合バスの貸切委託運行を行う貸切バス以外の貸切バスであること。

高速ツアーバス等以外の貸切バスについては、平成24年11月に夜間・長距離運行についての交替運転者の配置基準が策定されたところであるが、昼間運行について、新たに交替運転者の配置基準が策定されるとともに、夜間運行についても必要な見直し^(注)がなされたものである。

2 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の内容について 別添1のとおり。

第2 交替運転者の配置基準の周知

- 1 周知の対象とする事業場は、高速乗合バス及び貸切バスの運行を行う事業場並びに現在、高速ツアーバス等の運行を行っている事業場とすること。

- 2 周知は、次のとおり実施すること。なお、施行日はデジタル式運行記録計による運行管理に関する部分を除き、平成 25 年 8 月 1 日（高速ツアーバス等については、平成 25 年 8 月 1 日より前に高速乗合バスに移行し、運行を開始する場合には、その運行を開始する日）とされていることから、できるだけ早期に資料の準備等を行い、実施すること。
 - (1) 以下のような機会を通じて、周知の対象とする事業場に対して、別添 2 及び 3 のリーフレットの配布し、その内容について説明を行うこと。
 - ① 集団指導、周知の対象とする事業場が参加する各種会合等
 - ② 監督指導
 - ③ 自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問・指導
 - ④ 相談等のため都道府県労働局又は労働基準監督署へ来庁時
 - (2) 都道府県労働局及び労働基準監督署の窓口にて、別添 2 及び 3 のリーフレットを印刷の上、必要部数を備え付けておくこと。
 - (3) 厚生労働省のホームページに、国土交通省における配置基準の周知に係るページ (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html) へのリンクを設定することとしているので、都道府県労働局のホームページからも同様にリンクを設定すること。

3 報告

上記第 2 の 2 に基づき平成 25 年 10 月末までに実施した周知の状況について、別紙様式により、同年 11 月 15 日までに、当課特定分野労働条件対策係(メールアドレス：XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX)あて報告すること。

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け
国自総第 446 号・国自旅第 161 号・国自整第 149 号）（抄）

第 2 条の 2 ～ 第 20 条（略）

第 21 条 過労防止等

(1) ～ (5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第 6 項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が 16 時間を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. 高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行であって、同規則第 10 条第 1 項第 1 号ロの運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。）及び貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下この項において同じ。）にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. 用語の定義

(1) 高速乗合バス：道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行であつて、同規則第 10 条第 1 項第 1 号ロの運賃を適用するもの（注）をいう。

（注）「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね 50 キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」

(2) 高速道路：高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。

- (3) 貸切委託運行：道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の許可を受けて行う管理の受委託による運行であって、委託者の高速乗合バスに係る一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般貸切旅客自動車運送事業者へ委託し、受託者が保有する事業用自動車をその運行の用に供するものをいう。
- (4) 1日の乗務：1人の運転者が1日（始業から起算して24時間をいう。以下同じ。）のうち、最初に運転を開始してから、最後に運転を終了するまでの間の乗務をいう。
- (5) 一運行：1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。
- (6) ワンマン運行：交替運転者が同乗していない運行をいう。一運行の実車運行区間に一部であっても交替運転者が同乗していない区間がある場合及び運行計画又は運行指示書上、運転の交替が計画又は指示されていない運転者等が同乗している場合についても、当該一運行をワンマン運行とする。
- (7) 夜間ワンマン運行：最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻（運転を交替する場合にあつては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻）が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。
- (8) 昼間ワンマン運行：夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。
- (9) 実車運行：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。
- (10) 実車距離：実車運行する区間（以下単に「実車運行区間」という。）の距離をいう。
- (11) 回送運行：実車運行区間以外の区間における運行をいう。
- (12) 一運行の実車距離：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。
- (13) 1日の合計実車距離：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。
- (14) 一運行の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。
- (15) 1日の運転時間：1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時

間をいう。

(16) 連続乗務回数：夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連続して行う日数をいう。

(17) 連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあつては、以下の表に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1人の運転者の1日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1日の乗務に係る規定も適用することとする。

		高速乗合バスの交替運転者の配置基準	貸切バスの交替運転者の配置基準
(1) 夜間ワンマン運行に係る規定	①一運行の実車距離	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km (次のイ又はロ (貸切委託運行にあつてはイ) に該当する場合にあつては、500 km) を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、⑥の夜間ワンマン運行の特認を受けた路線に乗務する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することの</p>	<p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km (次のイ及びロに該当する場合にあつては、500 km) を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の一運行の乗務時間 (当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。) が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠する</p>

	できる施設（車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合	ことのできる施設（車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。）において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合
②一運行の運転時間	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。
③夜間ワンマン運行の連続乗務回数	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。	夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。
④実車運行区間における連続運転時間	夜間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画上、概ね2時間までとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
⑤実車運行区間の途中における休憩の確保	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画上、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上）（分割する場合は、1回が連続10分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。	夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。

	<p>⑥一運行の実車距離500 kmを超える夜間ワンマン運行路線の特認</p>	<p>①の規定に関わらず、運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離500 kmを超える夜間ワンマン運行（貸切委託運行を除く。）する路線を設定できるものとする。この場合には、高速乗合バス乗務に係る教育体制、運転者の健康管理体制、当該路線を維持するために必要な運転者数（経験年数を含む。）、当該路線を運行するために必要となる仮眠施設を有する車両の保有台数等を審査するものとする。当該特認を受けた夜間ワンマン運行を行う場合、上記②から⑤までの条件を満たしていることに加え、当該運行に乗務する回数は、1人の運転者につき、1週間当たり2回以内とする。</p>	
<p>(2) 昼間ワンマン運行に係る規定</p>	<p>①一運行の実車距離</p>	<p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500 km（次のイ又はロに該当する場合にあっては、600 km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に1時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休息を確保している場合</p>	<p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500 km（当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休息を確保している場合にあっては、600 km）を超えないものとする。</p>

	②一運行の運転時間	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
	③高速道路の実車運行区間における連続運転時間	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画書上、概ね2時間までとする。	昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。
(3) 1日乗務に係る規定	①1日の合計実車距離	1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとする。
	②1日の運転時間	1日の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。	1日の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。
	(4)乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者(この表において「運行管理者等」という。)に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管

	<p>理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。</p> <p>イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>	<p>なければならない。</p> <p>イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p>
<p>(5) デジタル式運行記録計による運行管理</p>	<p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器(この表において「デジタル式運行記録計等」という。)を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p>	<p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p>

② (略)

附 則 (平成25年5月15日付け国自安第16号、国自旅第14号、国自整第24号)
 改正後の通達は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2、
 (5)を除き平成25年8月1日(高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高

速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許認可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合にあっては、その運行を開始する日) から施行する。「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」2. (5) については平成26年1月1日から施行する。

高速乗合バス 交替運転者の配置基準（概要）

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記の基準は、今後も引き続き適用されます

今後これらに加えて

高速乗合バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{1.}	原則一運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) ^{4.(7)}	原則一運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) ^{4.(7)}	原則1日9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) ^{4.(7)}
	実車距離 ^{3.}	原則 一運行500kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 昼間は600kmまで ○条件 ・運行前に11時間以上の休息又は運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則 一運行400kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休息を確保又は実車距離100kmから400kmまでの間に仮眠施設において連続1時間以上の仮眠休憩を確保 ^{3.(2)233.(3)} ・運行計画上、実車4時間ごと*に40分以上の休息を確保 ^{5.(15)} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乘務する場合には、連続1時間以上の休憩を含んでも1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 貸切委託運行を除き、週3回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで (実車距離400km超は連続2夜まで) ^{6.(2)}	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで* ^{5.(2)2}	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで* ^{5.(2)}	—
	休憩時間 ^{8.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 〔実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)〕 ^{5.(3)} ^{3.(2)2} ^{5.(5)}	実車運転4時間毎*に 合計30分以上 (実車距離400km超は実車運転概ね4時間毎*に合計40分以上) ^{5.(3)}	—

*…運行の計画がなされていることを求めるもの。

□…箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

貸切バス 交替運転者の配置基準（概要）

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記の基準は、今後も引き続き適用されます

※一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務の乗務距離の上限(670km)は廃止

貸切バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{4.}	原則一運行9時間まで* 週2回まで一運行10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	一運行9時間まで*	原則1日9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで1日10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
	実車距離 ^{3.}	原則一運行500kmまで (以下の条件を満たした場合) 昼間は600kmまで ○条件 ・運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)2} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則一運行400kmまで (以下の条件を満たした場合) 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休憩を確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行中に連続1時間以上の休憩を確保 ^{3.(2)2,3.(2)3} ・運行指示書上、実車2時間ごと*に20分以上の休憩を確保 ^{5.(4)2} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでも1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで (以下の条件を満たした場合) 当該合計は週2回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで ^{6.(2)} (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(2)1~2}	実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(1)}	—
	休憩時間 ^{5.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{5.(3)} (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) ^{3.(2)2, 5.(3)}	実車運転概ね2時間毎*に連続15分以上 ^{5.(4)} (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎*に連続20分以上)	—

*…運行指示書による運転者に対する指示がされていることを求めるもの。

※…箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の
配置基準の周知について

周知実施事業場数	事業場
集団指導、その他各種会合等	事業場
監督指導の実施時	事業場
自動車運転者時間管理等指導員による 個別訪問・指導の実施時	事業場
都道府県労働局又は労働基準監督署の来 庁時(※2)	事業場
窓口に備え付けたリーフレットのうち配布した枚数	枚
国土交通省ホームページへのリンクを設定した日	平成25年 月 日

※1 本報告における周知対象事業場には、高速ツアーバス等を運行する事業場を含めることとし、高速乗合バス、貸切バスの運行を行っているか否か不明のバス事業場を含めて計上して差し支えないこと。

※2 「都道府県労働局又は労働基準監督署の来庁時」欄には、相談、是正報告の提出その他、対象事業場が来庁際に周知した場合に計上すること。また、完結した合同監督・監査の対象となった事業場に対してリーフレットを送付する等により周知を行った件数も計上すること。